

本別町市民後見推進事業実施要領

1. 事業の目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、知的・精神障がいのある方に対する成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」とする。）による支援体制を構築する必要がある。

このため、「(仮称) 本別町成年後見支援センター」の設置に向けた検討、市民後見人の養成及び活動支援体制の構築を図るため本事業を実施する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は本別町とする。ただし、市民後見人養成研修の実施、市民後見人の登録及び活動の推進など、事業の一部を社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下「本別町社会福祉協議会」とする。）に委託する。

3. 事業内容

(1) 本別町市民後見推進事業検討委員会（以下「検討委員会」とする。）の設置

本事業の円滑な推進を図るため、検討委員会を設置し、専門職（行政書士）、本別町社会福祉協議会、本別町職員等で構成する。また、必要に応じて構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(2) 検討事項

検討委員会では、以下の事項についての検討を行う。

①「(仮称)「本別町成年後見支援センター」(実施主体：本別町、運営主体：本別町社会福祉協議会)の設置及びセンターの機能に関すること。

②市民後見人養成研修カリキュラムの検討・作成、養成研修の実施に関すること。

③その他、成年後見制度の普及・推進に関する事項

4. 事務局

本別町総合ケアセンター（高齢者福祉担当）に事務局を置き、事業に関わる庶務は、事務局において処理する。

また、検討委員会は必要に応じて事務局が招集する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は、検討委員会において協議し、別に定める。

附 則 この要領は、平成24年2月23日より施行する。

本別町市民後見推進事業検討委員会名簿

平成24年2月15日現在

氏 名	所 属 等
作 家 弘 樹	さっか行政書士事務所代表
小 枝 剛	本別町社会福祉協議会事務局長
大河内 寛	本別町社会福祉協議会事務局次長
松 井 法 明	本別町社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者
中 島 由 昌	本別町社会福祉協議会地域福祉活動推進部門主任
佐 藤 英 樹	本別町社会福祉協議会地域福祉活動推進部門
吉 井 勝 彦	本別町総合ケアセンター所長（事務局）
飯 山 明 美	本別町地域包括支援センター所長補佐
長 屋 和 幸	本別町総合ケアセンター障がい者福祉担当主査
木 南 孝 幸	本別町総合ケアセンター高齢者福祉担当主査（事務局）
菊 池 康 祥	本別町地域包括支援センター包括支援担当副主査
大 泉 恵 輔	本別町総合ケアセンター高齢者福祉担当主任（事務局）

オブザーバー

上 野 和 男	釧路家庭裁判所帯広支部庶務課長兼上席主任書記官
大 丘 学	釧路家庭裁判所本別出張所裁判所書記官
齊 藤 しのぶ	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課主査